

## 要望書

江田島市議会議長  
山根 啓志 様

平成 25 年 11 月 12 日

江田島市議会議員 上本 一男  
江田島市議会議員 胡子 雅信  
江田島市議会議員 片平 司  
江田島市議会議員 新家 勇二  
江田島市議会議員 花野 伸二  
江田島市議会議員 林 久光  
江田島市議会議員 山本 一也

平成 26 年 4 月 1 日に江田島市議会基本条例が施行されるにあたり、議会運営等に関する事項 4 項目について下記のとおり要望します。

### 記

#### (1) 議会基本条例の運用における細目検討について

11 月 5 日の議員懇談会で、全員協議会で全てを議論することになりました。今一度、議会運営委員会若しくは前議会の議会改革特別委員会に所属していた議員を数名入れた任意機関によって素案を検討し、最終案を全員協議会で確認することを要望します。

#### 【理由】

平成 20 年の地方自治法改正により、「議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための場」が法律上明確に位置付けされることになりました。この法改正を受けて、江田島市議会では会議規則第 159 条を改正して次の「協議等の場」を設置することになりました。

別表（会議規則第 159 条関係）

名 称	目 的	構 成 員	招 集 権 者
全員協議会	議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うため	全議員	議長
会派代表者会議	会派間の意見調整その他議会運営上必要と認める事項について協議又は調整を行うため	議長，副議長及び各会派から選出された議員	議長

しかしながら、「全員協議会」はあくまでも「協議又は調整を行う場」であり、「法定の全員協議会」の運営に関し必要な事項は議長が定めることとなりますが、議会基本条例の「細目検討項目」について十分な「調査・審査」が全員協議会で行えるか甚だ疑問です。

前回まで議員をしていた 14 名のうち、議会改革特別委員会に所属していない議員が 7 名、新議員 4 名の計 11 名（議員過半数）での全員協議会による協議では平成 26 年 4 月 1 日施行にむけて時間的制約がある中で極めて厳しい状況である考えます。

【参考】検討すべき細目について

- ①議会報告会（第 6 条）
- ②反問権（第 7 条第 2 号）
- ③文書質問（第 7 条第 4 号）
- ④政策討論会（第 11 条）
- ⑤出前講座（第 12 条第 4 項） 等

(2) 議案の「委員会付託方式」採用について

議会改革特別委員会の第 11 回委員会（平成 24 年 10 月 25 日開催）及び第 12 回委員会（平成 24 年 11 月 8 日開催）で常任・特別委員会のあり方（委員会審議・所管事務調査）を審議するなかで、「議案の委員会付託事案」について検討を重ねた結果、重要案件については「委員会付託方式」を採用すべしとの結論に至りました。

江田島市議会会議規則第 37 条には議案の「委員会付託」についての規定があり、現行制度において運用は可能です。従来の本会議方式では、会議規則第 56 条により、質疑は、原則として、同一議員につき、同一議題について 3 回を超えることができず、議論を深めることも、議員間の討議や論点整理もなく、質疑・討論・採決に至ります。

地方自治法第 96 条に定められている議会の議決事項は江田島市（民）の将来に責任のあるものであり、提出議案を慎重に審議し、議員間での討議をかさねて、最終決断をすべきものです。よって、重要議案（補正予算案も含む）については所管の委員会に付託し、十分な審議ができる「委員会付託方式」を採用し、その運用方法は議会運営委員会等で協議するよう要望します。

### (3) 正副議長の「選挙立候補制」導入について

11月5日の議員懇談会で「次回の正副議長選挙から導入するかどうかを検討する。」ということが確認されました。本件については、議長の諮問的機関である議会運営委員会で調査するよう諮問することを要望します。

#### 【参考1】議会運営委員会

地方自治法第109条の2により、次の事項に関する調査及び議案、陳情などの審査とされています。(項目①～③で一部例示します。)

##### ①議会の運営に関する事項

- ・ 常任委員会や特別委員会の各会派所属議員数の比率に基づく割当数の調整
- ・ 正副議長選出に関する協議事項 等

##### ②議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項

- ・ 会議規則及び委員会条例等の改正に係る提案やその内容

##### ③議長の諮問に関する事項

- ・ 会期日数や会期延長
- ・ 常任委員会間等の委員会の所管争いに関するもの
- ・ 案件の付託先委員会に関するもの

#### 【参考2】井原市議会（岡山県）の事例

井原市議会基本条例第3条第1項に規定する「市民にわかりやすい真に開かれた議会運営」を目指す一環として、平成23年5月より正・副議長選挙立候補制度を導入。

平成25年5月13日に開催された市議会臨時会において、正・副議長選挙を実施し、議長選挙に2名、副議長選挙に3名の議員が立候補し所信表明を行う。

尚、「井原市議会議長・副議長立候補制に関する内規」を全員協議会で決定しています。

### (4) 特別委員会における出前講座について

このたび、①西能美航路再々編及び②市庁舎建設検討に係る調査・審査機関として特別委員会が設置されました。平成25年度中にも江田島市が一定の方向性を示す予定になっています。つきましては、本2件について当該所管の特別委員会が委員会として審議・決定することについて、市民説明をする場としての出前講座（議会基本条例第12条第4項）を施行日前（開催要項等が制定前も含む。）においても市民からの要請の有無に拘わらず開催するよう議長として当該委員長に積極的に働きかけることを要望します。

以上